

●連結送水管設備の設置基準● (施行令第29条・施行規則第31条)

●連結送水管、放水口を必要とする建築物

1. 地階を除く階数が、7以上の建築物。
2. 地階を除く階数が、5以上で、延べ面積が6000m²以上の建築物。
3. 地下街は1000m²以上。
4. 重要文化財等の建築物は上記1、2と同じ。
5. 延長50m以上のアーケードは全部。

●連結送水管の設置基準

1. 放水口は建築物の3階以上、又は地階に設ける。
2. その階の各部分から1の放水口までの水平距離は50m以下、アーケードは25m以下とする。
3. 放水口の設置場所は、消防隊が有効に消火活動を行なうことが出来る位置に設ける。
4. 主管径100A以上とする。
5. 送水口は双口形とする。
6. 11階以上の部分に設ける放水口は、双口形とし放水用器具を格納した箱を設置する。
7. 送水口及び放水口には見やすい箇所に標識を設ける。
8. 送水口のホース接続口は、地盤面からの高さが500mm以上、1000mm以下の位置に設ける。
9. 放水口のホース接続口は、床面からの高さが500mm以上、1000mm以下の位置に設ける。
10. 配管は専用とする。(ただし、連結送水管の性能に支障を生じない場合はこの限りでない)